精華町
第３次
男女共同
参画計画
概要版

精華町女性活躍推進
応援キャラクター　京町セイカ
愛称：働くセイカさん

⇦精華町
男女共同
参画計画は
こちらから

精華町
令和７年（2025年）４月

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、その中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を二十一世紀の最重要課題と位置付けるとともに、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことを求めています。

精華町では、男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成17年（2005年）に「精華町男女共同参画計画」を策定、平成25年（2013年）に「精華町男女共同参画計画推進条例」を施行、平成27年（2015年）に「精華町第２次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の実現に向け、各施策の推進に取り組んできました。

このたび、「精華町第２次男女共同参画計画」が令和６年度（2024年度）をもって満了となることから、国・府・社会の状況や本町の現状などを踏まえ、新たに「精華町第３次男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、次の法律や条例に基づいて策定しています。

- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

3 計画の期間

本計画は、令和７年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）の10年間を計画期間とします。

計画の中間年や「精華町男女共同参画計画」の進捗状況、社会情勢を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うため、本計画に掲げる目標値は令和11年度（2029年度）としています。

4 計画のめざすもの

本計画では、すべての人が個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、本計画の基本目標を「一人ひとりが互いに認め合い、いきいきと暮らせるまち」とします。

『精華町男女共同参画推進条例』第３条に示した９つの基本理念に基づいて、様々な分野で活動している住民、事業者、住民活動団体、教育関係者と相互に連携して、男女共同参画を推進します。

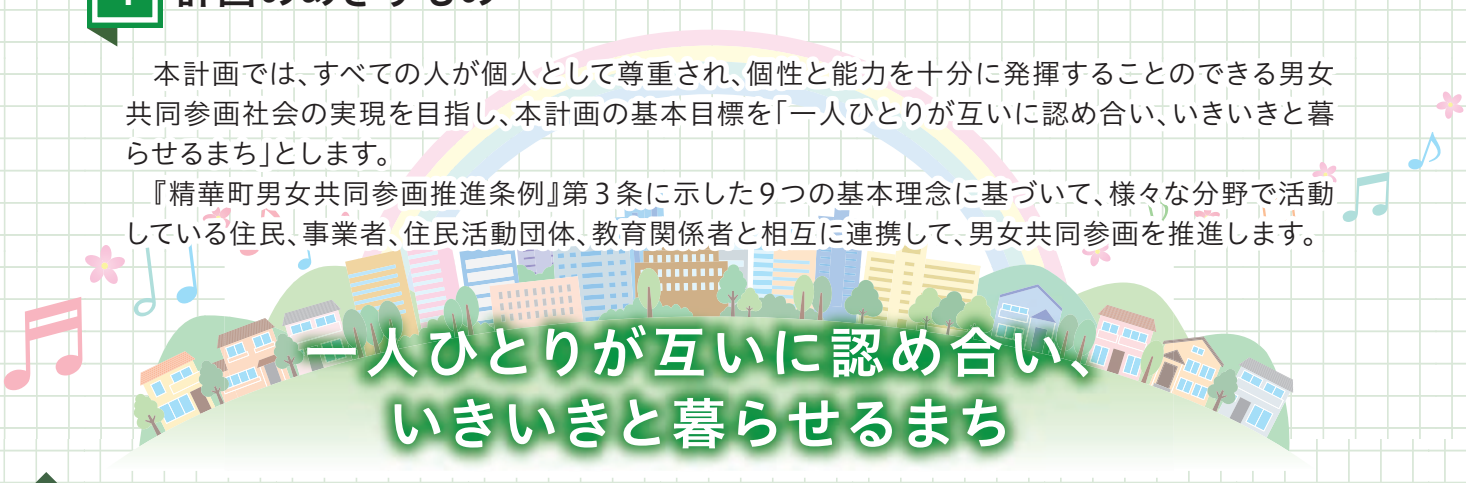

男女共同参画を取り巻く精華町の現状

1 少子高齢化の進行

精華町では、65歳以上が年々増加し、少子高齢化が進んでいます。

年齢３区分別人口構成比の推移（精華町）

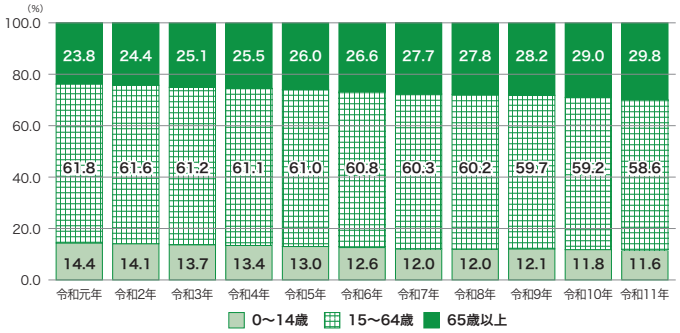

資料：住民基本台帳（各年４月１日時点）
精華町第６次総合計画資料編人口推計結果

2 女性の就労状況の変化

女性の年齢別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、どの年齢でも令和２年（2020年）が最も高く、精華町では働くことを希望する女性が増えています！

女性の年齢別労働力率の推移（精華町）

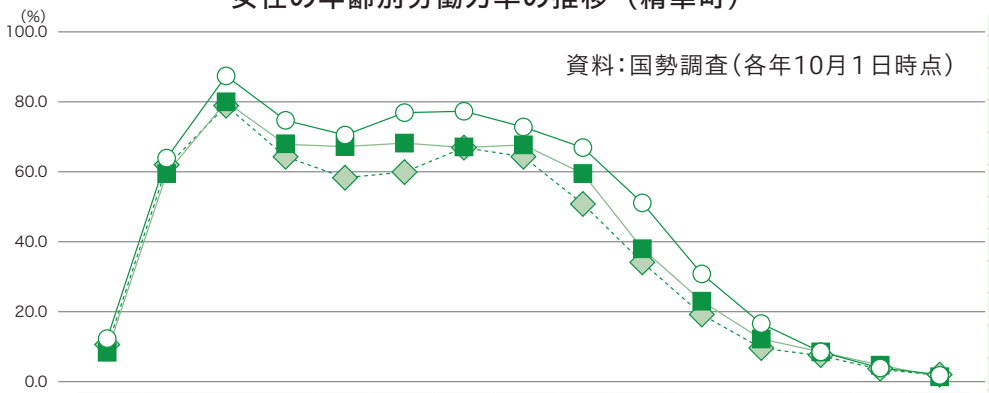

	16~9歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上
◇ 平成22年	10.6	62.0	78.9	64.3	58.3	59.9	66.9	64.3	50.8	34.1	19.2	9.6	7.6	3.7	2.0
■ 平成27年	8.4	59.5	80.0	68.0	67.2	68.2	67.1	67.7	59.5	38.0	23.0	12.2	8.5	4.7	1.4
○ 令和2年	12.3	63.9	87.4	74.7	70.5	76.9	77.3	72.8	66.0	51.1	30.8	16.6	8.5	3.9	1.8

3 女性の社会参加

審議会などの女性委員割合も、精華町では徐々に上昇しており、令和5年（2023年）には37.5％に達しました。

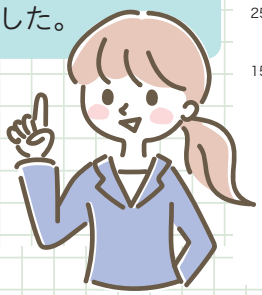

審議会などにおける女性委員割合の推移（精華町、京都府、国）

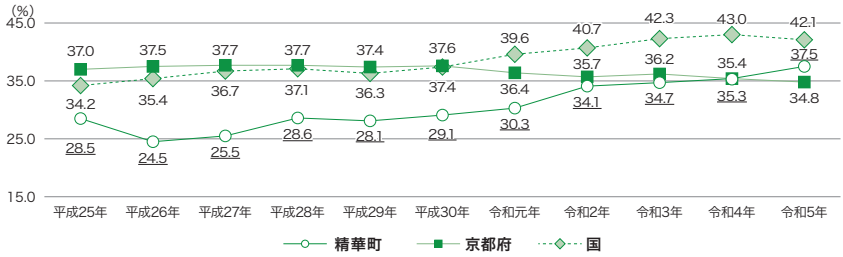

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
精華町（各年４月１日現在）、京都府（各年３月31日現在）、国（各年９月30日現在）

4 男女の平等感

町民調査では、男性よりも女性の方が、男女平等に対して『平等になっていない』という意見の割合が高くなっています。

男女平等の達成状況（町民調査）

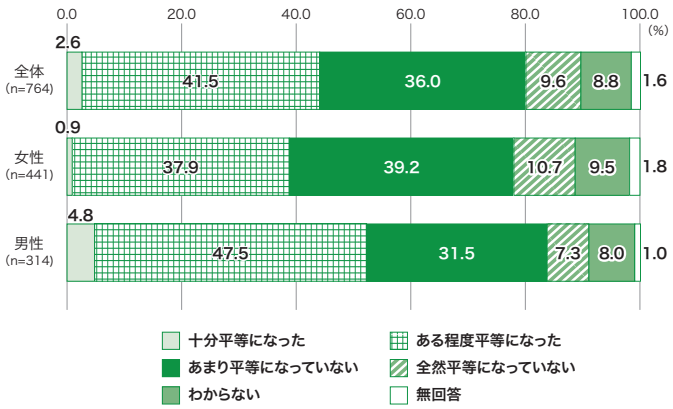

5 DVの経験と受けた後の相談状況

町民調査ではＤＶの経験については、精神的ＤＶに該当する「大声でどなる、人格を否定することを言う、長時間無視する、なぐるふりをして脅すなどの行為」の経験がある人はおよそ２割います。

DVで『経験がある』と回答した割合（町民調査）

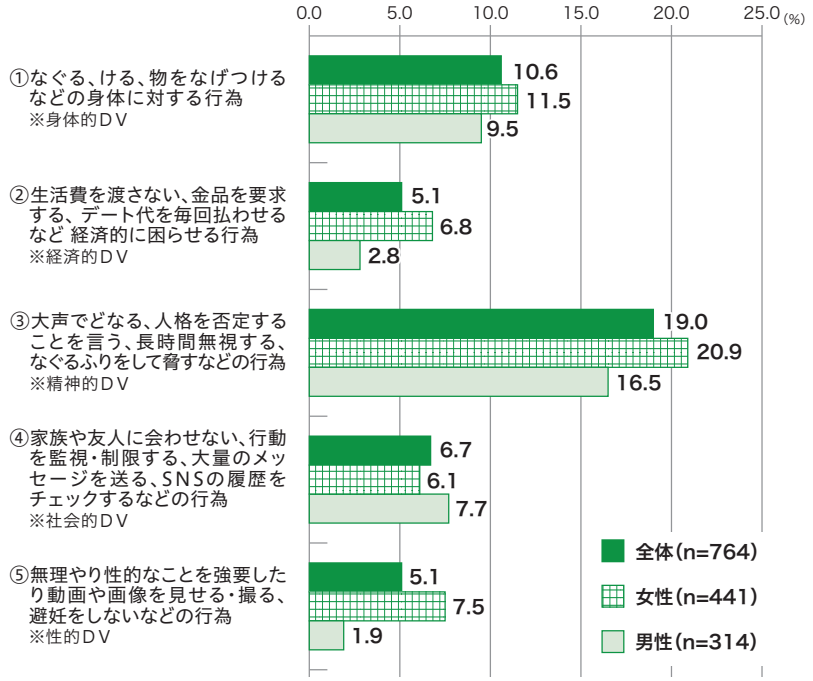

ＤＶを受けた後の相談状況について性別でみると、男性で相談した割合は、13.1％と女性よりも低い傾向にあります。

DVを受けた後の相談状況（町民調査）

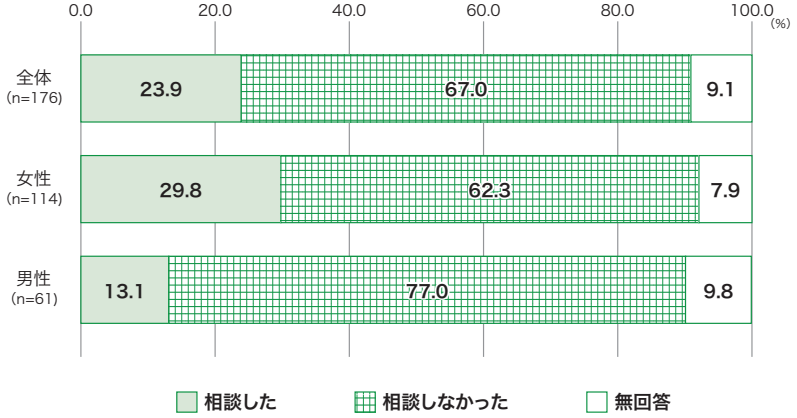

施策の柱１　一人ひとりを尊重し合う意識づくり

性の多様性に対する住民の理解の促進や、差別的な扱いの根絶に向けた取り組みを進めます。

基本方針１　性とジェンダー平等を基本とした教育・学習の推進

① 人権尊重・男女共同参画に関する啓発・学習機会の提供
② 性とジェンダー平等に関する教育・学習の充実
③ 企業・各種団体における意識啓発

計画でめざす姿

誰もが人権・男女共同参画に関心を持っている

基本方針２　メディアにおけるあらゆる人の人権を尊重する

① メディア・リテラシーに関する啓発
② 広報・出版物における表現の適正化推進

計画でめざす姿

誰もがメディア・リテラシーを学べる場が提供されている

基本方針３　生涯を通じた健康を支援する

① 生涯を通じた健康の保持推進
② 保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備

計画でめざす姿

誰もが健康を維持するための環境が整っている

基本方針４　住民活動で多様な人材が活躍できるよう支援する

① 女性の能力開発の機会充実
② 住民活動への支援充実

計画でめざす姿

誰もが地域で活躍できるよう支援できている

計画の指標（抜粋）

指標	目標値（R11）※
人権、男女共同参画に関する研修会への参加者数【人権啓発課】	200人／年
広報誌や町ホームページにメディア・リテラシーに関する記事を掲載【人権啓発課】	１回実施／年
せいか365プロジェクト参画者数【健康推進課】	101名（R３）⇒200名
リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の実施【人権啓発課】	１回以上実施／年
地域福祉の担い手の養成に関する講座の受講者【社会福祉課】	20人／年
介護予防に取り組むサポーター養成数【高齢福祉課】	10人／年

※R11は令和11年度を指します。

施策の柱２　一人ひとりが活躍できるまちづくり

労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態など、ワーク・ライフ・バランスの実現に加えて、誰もが地域における様々な活動の担い手として活躍できるように、地域活動への参画を支援します。

基本方針５　誰もが働きやすい環境を整備する【女性活躍推進計画】

① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
② 農業・商工業における男女共同参画の促進
③ 女性の再就職・起業、経済的自立への能力開発の機会の充実

計画でめざす姿
多様な分野で性別にかかわらず活躍できている

基本方針６　みんなでまちづくりに取り組む

① 地域自治活動への男女共同参画の促進
② 多文化共生社会の実現

計画でめざす姿
多様な視点でまちづくりに取り組んでいる

基本方針７　仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる

① 育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励
② 家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発
③ 家庭生活における男女共同参画の推進
④ 子育て、介護など支援体制の充実

計画でめざす姿
性別にかかわらず、仕事・家庭・地域活動で活躍できる

基本方針８　政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する

① 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成
② 委員会、審議会などへの女性の積極登用

計画でめざす姿
性別にかかわらず、政策・方針決定の場に参画している

計画の指標（抜粋）

指標	目標値（R11）
町行政組織における女性管理職比率（課長級以上）【関係各課】	17.8%（R５）⇒25.0%以上
町行政組織における意思決定にかかわる女性の管理職数（部長級以上）【関係各課】	０人（R５）⇒１人以上
審議会などの女性委員登用割合【関係各課】	36.1%（R５）⇒45.0%以上
公共的活動団体数【自治振興課】	248（R５）⇒270
母子手帳アプリ（母子モ）の男性登録者数【健康推進課】	49人（R５）⇒増加
女性委員のいる審議会の割合【関係各課】	91.0%（R５）⇒100.0%
審議会の会長・副会長の男女の割合【関係各課】	男女ともに50.0%

施策の柱３　一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり

多様な生活上の困難や複合的な課題を抱える人・世帯の実情に応じ、生活の自立と安定のための支援と、防災において性別によるそれぞれの視点に基づいた取り組みを推進します。

基本方針９　誰もが安心して暮らせるまちをつくる【困難女性支援基本計画】

① 様々な困難を抱えた人の人権を守る
② 防災・災害時の男女共同参画の推進

計画でめざす姿

様々な困難や課題を解消するための支援が整っている

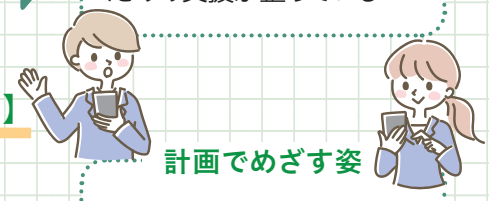

基本方針10　あらゆる暴力を根絶する【ＤＶ防止基本計画】

① ＤＶ防止に関する啓発
② 子ども、若年層への予防啓発の推進
③ ＤＶ被害者に対する相談などの支援
④ ＤＶ被害者の安全確保と自立支援

計画でめざす姿

DVを相談しやすい環境になっている

計画の指標（抜粋）

指標	目標値（R11）
精華町こころの相談室の開設【人権啓発課】	60回開催／年
避難所運営訓練の実施【危機管理室】	１回実施／年
DV防止啓発資材等の作成・配布【人権啓発課】	600部／年

みんなでこの計画の取り組みに参加してみませんか？

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりが自分や相手のことを考えて行動することが必要です。まずは、みんながができることから、この計画の取り組みに参加してみませんか。

性別にかかわらず、家事や育児、介護などの家庭の役割を分担しましょう

男女それぞれの身体の特性や負担を知り、健康づくりに取り組みましょう

自分の言葉や行動がハラスメントではないか振り返りましょう

研修や講座などの学びの機会や地域づくりの場に参加してみましょう

性別にかかわらず、まちづくりの方針を決める場に参加しましょう

男女共同参画に関することば ご存じですか？

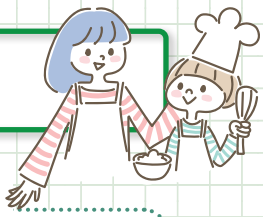

ジェンダー

「男らしさ／女らしさ」など、生物学的な性差（セックス）に付加された**社会的・文化的性差のこと**をいいます。

性別役割分担意識

個人の能力に関わらず、男性、女性という**性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと**をいいます。

例えば、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などが挙げられます。

アンコンシャス・バイアス

自分自身は気づいていない「**ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り**」のことをいいます。自分自身は意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないことから「**無意識の偏見**」と呼ばれます。

性別によるアンコンシャス・バイアスの例として、「家事・育児は女性がすべき」、「男性は仕事をして家計を支えるべき」などが挙げられます。

ひとりで悩まず、相談してください。

	相談機関	電話番号	開設日時※令和６年度時点	2次元コード
男女共通	●配偶者暴力相談支援センター			
	京都府家庭支援総合センター	DV専用電話 075-531-9910	毎日　9:00～20:00（電話相談） 月～金　9:00～19:00（面接相談）	
		※必要に応じて一時保護を行っています。 ※DVに関する緊急の通報・相談は24時間受付		
	京都府南部家庭支援センター	DV専用電話 0774-43-9911	月～金　9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	
	●木津警察署　生活安全課	0774-72-0110		
	●精華町役場　人権啓発課	0774-95-1919	月～金　8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）	
	●精華町こころの相談室	0774-98-3909 （予約専用電話） 月～金10:00～16:00	※日程は、町広報誌「華創」 または町HPに記載	
	●京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「京都SARA」	075-222-7711	24時間365日受付	
女性	●京都府男女共同参画センター「らら京都」（京都テルサ東館２階）			
	女性相談・労働相談	075-692-3437 ・電話/面接（予約） ・受付時間（月～土） 10:00～12:00 13:00～19:00	月～土　10:00～12:00 13:00～19:00 （祝日、年末年始を除く）	
	女性のための法律相談		第２・４木曜　13:30～16:30	
	女性のためのカウンセリング		毎週木曜　18:00～20:50	
男性	男性相談員による男性相談	075-692-3433 ・電話/面接（予約） 月～土9:00～19:00	第１・３土曜　13:00～16:50 第２・４火曜　16:00～19:50 （祝日、年末年始を除く）	

この概要版の表紙デザインはせいか祭り２０２４でデザイン総選挙を実施し決定しました。

精華町第３次男女共同参画計画【概要版】
発行：精華町　／　担当課：人権啓発課
〒619-0285　京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地
電話：0774-95-1919　FAX：0774-95-3974